

インフォメーション

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

皆さまがお住まいの地域に「民生委員・児童委員」と呼ばれる方がいるのをご存じですか？

当町には、各区から選出された民生委員33名と主任児童委員2名の35名の民生委員・児童委員がいます。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために地域住民の立場から、

生活や福祉全般に関する相談・援助活動をしています。また、民生委員は、児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、保護者の子育てに関する不安や妊娠中の心配ことなどの相談支援もしています。

この制度は、100年を超

える歴史ある制度です。大正6年5月12日の民生委員制度のもととなる済世顧問制度を定めた岡山県済世顧問制度設置規程の公布日にちなみ、5月12日を「民生委員・児童委員の日」としています。5月12日から18日までの1週間を「活動強化週間」として、その活動について理解を深めていただくため、町の民生児童委員協議会では、通学児童の見守り活動などを行っています。民生委員には民生委員法に

基づき守秘義務が課されており、民生委員の活動は、地域の皆さまとの信頼関係を基盤として成立します。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、さまざまな活動をしている民生委員・児童委員について知っていただき、活動へのご理解ご協力をお願いします。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32) 6522

6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員制度は、昭和23年の人権擁護委員令によって創設され、昭和24年6月1日の人権擁護委員法の施行により基本的な人権を擁護する恒久的な制度として整備されました。全国人権擁護委員連合会では、法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として、毎年人権擁護委員の活動を広く啓発しています。

人権擁護委員の活動と役割

1 地域の皆さまからの人権に関する相談に応じる「あなたの街の相談パートナー」

です。相談は無料で、相談内容などの秘密は厳守します。2 「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。3 人権の大切さを多くの皆さまに知っていただき、また、考えていただくために、さまざまな啓発活動を行っています。

当町の人権擁護委員は4名です

尾臺 良左 委員
山本 邦重 委員
関 久美子 委員
長田 芳子 委員

「人権なんでも相談所を開設しています」
曜日 毎週火・木曜日
時間 午前9時～午後4時
場所 長野法務局佐久支局
●人権相談連絡先
みんなの人権110番
0570(003)110
子どもの人権110番
0120(007)110
女性の人権ホットライン
0570(070)810
(全国共通)

特設人権相談所を開設します
6月1日の「人権の日」を記念して、相談所を開設します。家庭内の問題、近隣のもめごと、プライバシーに関する問題等暮らしの中でのさまざまな問題についてお気軽にご相談ください。
日時 6月4日(日)
午前9時～午後3時
場所 ハートピアみよた

問い合わせ先

長野地方法務局佐久支局内
佐久人権擁護委員協議会

0267(67)2272 事務局

5月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 軽自動車税(種別割)(1期分)
- 保育料(5月期分)
- 町営住宅使用料(5月分)
- 上水道料金(5月期分)大口4月使用分
- 下水道使用料(5月期分)大口4月使用分

納期限
5/31 水曜日

40歳以上の皆さまへ結核・肺がん検診の受診を！

結核は決して「過去の病気」ではなく、今でも日本の主要な感染症の1つです。

特に80歳以上の方は、結核を発症する危険性がそのほかの年齢に比べて約5倍高くなります。

また、肺がんは日本人のがんによる死亡原因の男性第1位、女性第2位で今も増え続けています。

病気の早期発見・早期治療のためにも、ぜひ年に1度の検診を受けましょう。

町では、次の日程で結核・肺がん検診を行います。

検診の申し込みをしない方で、これから検診を希望される方は、事前に保健福祉課に電話にてお申し込みくだ

日程	会 場	時 間
5月23日(火)	面替消防庫前 豊昇地区世代間交流センター前 向原地区世代間交流センター前 草越公民館前 広戸地区世代間交流センター前	9:20～ 9:40 10:00～10:20 10:40～11:40 13:20～13:50 14:10～14:30
5月24日(水)	保健センター 清万地区世代間交流センター前 一里塚地区世代間交流センター前 西軽井沢公民館前	9:10～11:15 13:10～13:30 13:40～14:10 14:30～15:30
5月25日(木)	児玉地区世代間交流センター前 平和台公民館前 馬瀬口創作館前 塩野地区世代間交流センター前 三ツ谷地区世代間交流センター前	9:10～10:00 10:20～11:20 13:10～14:00 14:20～15:10 15:20～15:40
5月26日(金)	荒町公民館前 上宿公民館前 小田井地区世代間交流センター前 保健センター	9:10～ 9:40 10:00～10:30 10:40～11:10 13:10～15:00

令和5年度 軽自動車税(種別割)は 5月31日(水)が 納期限です

軽自動車税は、毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に送付する納税通知書により、金融機関、コンビニエンスストアもしくは一部の電子決済で納付いただけます。

納税通知書には車検を受ける際に必要となる「納税証明書」がついていますので、車検証と一緒に保管してください。口座振替もしくは電子決済をご利用の方には、納付の確認後「納税証明書」を送付します。

また、令和5年1月より、軽自動車税(種別割)の納付状況を、軽自動車検査協会が軽自動車納付確認システム(軽JNKS)により確認できることから、軽自動車の車検を受ける際に、車検用納税証明書の提示が不要となる場合があります。

(※「輪車を除く」)
問い合わせ先
税務課住民税係

(32) 3126

インボイス制度説明会のご案内

事業者の皆さまに、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催します。ので、ぜひご参加ください。

●免税事業者向け

主な内容
・消費税の基本的な仕組み
・インボイス制度の概要

日程

5月10日(水) 申込期限5月8日(月)
6月7日(水) 申込期限6月5日(月)

●課税事業者向け

主な内容
・インボイス制度の概要
・売手側・買手側のインボイス発行(受領)の注意点
・登録申請の方法等

日程

5月11日(木) 申込期限5月9日(火)
6月8日(木) 申込期限6月6日(火)

県営住宅補充募集について

佐久地区にある県営住宅入居者の募集を次のとおり行います。

募集期間

6月1日(木)～8日(木)
午前8時30分～午後5時15分
(土日を除く)

受付場所

佐久市跡部65番地1
長野県佐久合同庁舎4階
長野県住宅供給公社
佐久管理センター

防災行政無線
専用ダイヤル
0120(131)994
フリーダイヤル「ボウサイキョウ」で覚えてください。
問い合わせ先 総務課情報防災係 (32) 3111

防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できます。

時間 午前10時～11時
場所 佐久税務署 別館会議室
(佐久市岩村田1201番地の2)
定員 各20名(事前登録制)
問い合わせ先
免税事業者向け
佐久税務署 個人課税第1部門
0267(67)3462
課税事業者向け
佐久税務署 法人課税第1部門
0267(67)3460
※税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など、車での来場はご遠慮ください。

参加無料
事前登録制
先着順

その他

募集の詳細について5月下旬ごろに、長野県住宅供給公社佐久管理センターへお問い合わせいただくか、長野県のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

長野県住宅供給公社
佐久管理センター
0267(78)5410